

議案第54号

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例の制定について

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年9月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例

(市長及び副市長の給料の特例)

第1条 市長及び副市長の受ける給料月額、平成25年10月1日から平成30年3月31日までの間においては、さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例(平成14年さぬき市条例第44号)第3条の規定にかかわらず、同条第1号又は第2号に定める給料月額から当該額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

(1) 市長 100分の10

(2) 副市長 100分の8

(教育長の給料の特例)

第2条 教育長の受ける給料月額は、平成25年10月1日から平成30年3月31日までの間においては、さぬき市教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例(平成14年さぬき市条例第45号)第3条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額から当該額に100分の7を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

(職員の給料の特例)

第3条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例(平成14年さぬき市条例第46号。以下「職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(職員給与条例第4条第1項第2号に規定する医療職給料表の適用を受ける職員を除く。以下「職員」という。)のうち、職員給与条例第4条第1項第1号に規定する行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)の職務の級7級及び8級の職員の受ける給料月額とさぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年さぬき市条例第14号。以下「平成18年改正職員給与条例」という。)附則第6項から第8項までの規定による給料(以下「差額給料」という。)の額との合計額は、平成25年10月1日から平成30年3月31日までの間においては、職員給与条例第4条及び第5条並びに平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

第4条 職員のうち、職員給与条例第21条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員(前条の規定の適用を受ける職員を除く。)の受ける給料月額と差額給料の額との合計額は、平成25年10月1日から平成30年3月31日までの間においては、職員給与条例第4条及び第5条並びに平成18年改正職員給与条例

附則第6項から第8項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

第5条 職員（第3条又は前条の規定の適用を受ける職員を除く。）の受ける給料月額と差額給料の額との合計額は、平成25年10月1日から平成30年3月31日までの間においては、職員給与条例第4条及び第5条並びに平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

(1) 行政職給料表の職務の級3級以上5級以下の職員 100分の2

(2) 行政職給料表の職務の級1級及び2級の職員 100分の1

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

議案第55号

さぬき市税条例の一部改正について

さぬき市税条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年9月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市税条例の一部を改正する条例

さぬき市税条例（平成14年さぬき市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第3条の2中「、第52条」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第4条第1項中「日本銀行法」の次に「（平成9年法律第89号）」を、「前日までの期間（」の次に「当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。」を加え、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第4条の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第 22 条の 2 に見出しとして「（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）」を付し、同条第 1 項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第 11 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第 1 項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第 11 条の 4 第 6 項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第 17 条、附則第 17 条の 2、附則第 17 条の 3 又は附則第 18 条の規定を適用する。

附則第 17 条第 1 項	第 35 条第 1 項	第 35 条第 1 項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第 31 条第 1 項	租税特別措置法第 31 条第 1 項
附則第 17 条の 2 第 3 項	第 35 条の 2 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5	第 34 条の 3 まで、第 35 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）、第 35 条の 2、第 36 条の 2 若しくは第 36 条の 5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される

		場合を含む。)
附則第17条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第22条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「、前項」を「、これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第23条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「「法附則第5条の4の2第5項」を「「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規

定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「」を「附則第5条の4の2第6項」と、「」に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「「法附則第5条の4の2第5項」を「「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第5項の規定は、平成27年1月1日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

- 2 改正後のさぬき市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

- 3 新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第22条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第56号

工事請負契約の締結について（平成25年度流田ポンプ場改築工事）

平成25年度流田ポンプ場改築工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年9月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 平成25年度流田ポンプ場改築工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 一金187,845,000円
うち消費税及び地方消費税額8,945,000円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県高松市番町2丁目16番3号
扶桑建設工業株式会社四国支社
四国支社長 薬師 神 英 夫 |

議案第57号

工事請負契約の締結について（平成25～26年度富田・松尾統合 小学校改修工事（建築））

平成25～26年度富田・松尾統合小学校改修工事（建築）について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

平成25年9月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 平成25～26年度富田・松尾統合小学校改修工事（建築） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 一金685,650,000円
うち消費税及び地方消費税額32,650,000円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県高松市上林町473番地1
谷口建設興業株式会社
代表取締役 谷口邦彦 |

議案第58号

工事請負契約の締結について（平成25～26年度富田・松尾統合 小学校改修工事（電気設備））

平成25～26年度富田・松尾統合小学校改修工事（電気設備）について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年9月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 平成25～26年度富田・松尾統合小学校改修工事（電気設備） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 一金198,450,000円
うち消費税及び地方消費税額9,450,000円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県高松市西宝町1丁目8番24号
株式会社四電工香川支店
取締役支店長 穴吹正春 |

議案第59号

工事請負契約の変更について（平成24年度中央・小田・鴨部統合 小学校改修工事）

平成24年度中央・小田・鴨部統合小学校改修工事について、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年9月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 平成24年度中央・小田・鴨部統合小学校改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約の金額 | 変更前 一金 479,850,000円
うち消費税及び地方消費税額22,850,000円
変更後 一金 539,458,500円
うち消費税及び地方消費税額25,688,500円 |
| 4 | 契約の相手方 | 香川県高松市藤塚町1丁目11番22号
株式会社穴吹建設
代表取締役 眞鍋忠晴 |